

見 本

念 書

被扶養者として設定されている間に、雇用保険を受給したと判明した場合には、この認定の時点にさかのぼってその資格を取り消し、その間に受けた給付分に相当する額の返還請求をうけても異議のないことを、この書面をもって確約いたします。

令和 元年 4 月 5 日

被 保 険 者 証

記 号 2 1

番 号

9

被 保 険 者

氏 名 健保 隼人

京阪グループ健康保険組合理事長 殿